

議案第 55 号

協定項目 21 - 5 環境関係事業の取扱いについて（その3）

環境関係事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 16 年 6 月 29 日提出

富山地域合併協議会  
会長 森 雅 志

環境関係事業の取扱いについて（その3）

環境関係事業については、別紙のとおり調整する。

| No. | 事務事業名          | 現 況   |   |   |   |  |          | 調整方針     |   |
|-----|----------------|---|---|---|---|--|----------|----------|---|
|     |                | 富山市   | 大沢野町  | 大山町   | 八尾町   | 婦中町  | 山田村      |          | 細入村                                     |
| 1   | 集団回収活動<br>推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>登録業者 20社</li> <li>協力団体への報奨金<br/>4円/kg</li> <li>回収業者への報奨金<br/>0.5円/kg<br/>(雑誌のみ)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>登録業者 1社</li> <li>協力団体への報奨金<br/>7円/kg</li> <li>回収業者への報奨金<br/>各団体から支払</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>登録業者 なし</li> <li>協力団体への報奨費<br/>7円/kg</li> <li>回収業者への報奨費<br/>各団体から支払</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>登録業者 4社</li> <li>協力団体への報奨費<br/>5円/kg</li> <li>回収業者への報奨費<br/>3円/kg</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>登録業者 3社</li> <li>協力団体への報奨費<br/>4円/kg</li> <li>回収業者への報奨費<br/>3.5円/kg<br/>(雑誌のみ)</li> </ul> | 該当なし     | 該当なし     | 合併時に、富山市の例により調整する。                      |
| 2   | し尿処理収集<br>体制   | 財富山市生活環境サービ<br>スへ委託   | 許可業者 1社   | 許可業者 2社   | 八尾衛生へ委託   | 許可業者2社<br>※婦中町衛生センターか<br>ら中央衛生処理組合への<br>運搬業務は委託  | 許可業者 1社  | 許可業者 1社  | 現行のとおり、新市に引き継ぐものとする。なお、浄化槽汚泥も同様の取扱いとする。 |
| 3   | 浄化槽清掃業<br>の許可  | ・許可期限：1年  | ・許可期限：2年  | ・許可期限：2年  | ・許可期限：2年  | ・許可期限：2年   | ・許可期限：1年 | ・許可期限：2年 | 合併時に、4町及び細入村の例により統合する。                  |